

「道州制のあり方」に関する調査審議について

1 調査審議の経過

「道州制のあり方」に関しては、第1回総会における諮問及び第2回総会における審議事項の決定を受けて、これまで専門小委員会を17回開催して調査審議を進めてきたところ。

これまでの調査審議の経過は、概ね次のとおり。

- まず、国と地方の役割分担や都道府県制度、国の地方支分部局の現状等の基本的な事項について概観し、道州制に関する検討の必要性、道州制の制度設計に関する論点等を議論。
- これを踏まえ、昨年11月、「道州制に関する論点メモー専門小委員会における調査審議経過一」を整理し、総会に報告。
- その後、都道府県及び市町村の関係者や有識者からの意見聴取等を行い、道州の基本的な制度設計に関して集中的に議論。
- さらに、現行の都道府県制度の評価や道州制の意義等について議論。

2 調査審議の概況

(1) 議論の方向

調査審議においては多岐にわたる意見が示されているが、道州制を導入することとした場合における基本的な制度設計については、概ね(2)に掲げるような意見が示されているところ。

また、道州制を導入する場合の意義については、概ね次のような意

見が示されているところ。

- 国と地方の政府のあり方として、国は本来果たすべき役割を重点的に担い、内政に関しては広く地方公共団体が担うことを基本とする新しい政府像の構築が可能となること。
- 国土構造の変化に対応した広域の圏域における国土・環境管理などの行政課題に、国よりも住民により近い広域自治体が、住民の参画と評価の下で総合的・機動的に対応できるようになること。
- 国と地方を通じた行政の効率化と責任の明確化を実現し、事務の重複等を解消するとともに、組織や職員、行政経費を相当削減することが可能となること。

一方で、道州制導入の必要性等については、さらに議論が必要とする意見のあるところ。

専門小委員会では、答申に向けて、引き続き調査審議を進める予定。

(2) 基本的な制度設計

① 道州の位置づけ

- 広域自治体として、現在の都道府県に代えて、道州を置く。
地方公共団体は、道州及び市町村の二層制とする。

② 道州の区域

- 道州の区域は、原則として数都道府県を合わせた区域とする。
- 道州の区域は、都道府県の意見を尊重して定める仕組みを設け、これに基づいて法律で定める。

③ 道州への移行方法

- 道州への移行は、必要な経過期間を設けたうえで、全国におい

て同時に行う。

- なお、一定の条件の調った地域においては、先行して道州に移行することも検討する。

④ 道州の事務

- 現在都道府県が実施している事務は大幅に基礎自治体に移管し、道州は次に掲げるような事務を中心に担う。
 - ・ 圏域を単位とする主要な社会資本形成の計画・実施
 - ・ 広域的な見地から行うべき環境の保全・管理
 - ・ 人・企業の活動圏や経済圏に応じた産業経済・雇用政策
 - ・ 高度な技術や専門性、また大きな財政力等を要する福祉、教育等に関する政策
 - ・ 区域内の市町村の連絡調整 など

⑤ 道州の議会

- 道州に議決機関として議会を置く。
- 議会の議員は、道州の住民が直接選挙する。

⑥ 道州の執行機関

- 道州の執行機関として知事を置く。
- 知事は、道州の住民が直接選挙する。

⑦ 道州と国の関係調整

- 道州に対する国の関与の仕組みは基本的に現行制度と同様とし、機関委任事務制度等に類する制度は設けない。
- 道州と国による意見調整を図るため、協議の仕組みを設ける。

⑧ 道州制の下における税財政制度

- 自主性・自立性の高い税財政制度を構築する。
 - ・ 国の事務の道州への移管に伴う税源移譲等により、地方税中心の歳入構造を構築する。
 - ・ 偏在度の低い税を中心とした地方税の充実等により、税源偏在の少ない税制を構築する。
 - ・ 各道州や市町村における税源や財政需要に応じ、適切な財政調整を行うための制度を検討する。